

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで  
② 平成元年4月から2年3月まで

私は、昭和45年始め頃に、住民票を実家から実際の居住地に移し、自分で納付書により申立期間①の国民年金保険料を納付していた。その後は一時体調を崩して保険料を払えなかった時期もあったが、婚姻後は再び保険料を払えるようになった。63年12月に離婚した後も、継続して仕事を続け、市役所で申立期間②の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は住所変更後の区の出張所で当該期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人が当該期間前に居住していた区作成の国民年金被保険者名簿によれば、申立人が当該期間後の昭和46年6月まで不在者として管理されていたことが確認できることから、申立人は申立期間①当時に当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の所在が判明した昭和46年6月時点で申立期間①は過年度保険料となり区出張所では納付することができないほか、申立人は当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、12か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みとなっている上、申立人は、当該期間直前に同一市内で転居し、転居後の自宅に送付されてきた納付書により当該期間の保険料を市役所で納付していたと述

べており、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者記録カードにも当該住所記録が記載されているほか、申立人が当該期間当時、1か月ごとに納付していたとする保険料の納付額は当時の保険料額とおおむね一致しているなど、当該期間について保険料を納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで  
私は昭和 47 年 4 月に婚姻し、婚姻後の国民年金保険料は、義母が私の夫の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間で前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は申立期間後の保険料を 60 歳に到達するまで全て納付している上、申立人の義母が、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の当該期間の保険料は納付済みであるなど、当該期間についても保険料を納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月28日から同年4月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年2月は24万円、同年3月は16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月28日から同年5月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間における給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年2月28日から同年4月29日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額から、平成4年2月は24万円、同年3月は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主から回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年4月29日から同年5月1日までの期間について、申立人の雇用保険の離職日は、同年4月28日とされており、また、A社は既に適用事業所でなくなっている上、事業主から回答を得ることができないことから、申立人の当該期間における勤務を確認することができない。

さらに、申立人は同僚3人を記憶しているが、一人は申立人の退職日を記憶しておらず、一人は既に死亡し、残る一人からは回答を得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年1月1日であると認められることから、申立期間③の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月1日から同年11月1日まで  
② 平成4年11月1日から6年11月30日まで  
③ 平成6年11月30日から7年1月1日まで

A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は平成6年12月末日まで営業していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が極端に低くなっているので、50万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年11月30日より後の7年1月\*日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は代表取締役であったことが確認できるが、同社は上記減額訂正処理日（平成7年1月\*日）に破産宣告を受けているところ、同社における財産の管理処分権は、破産手続開始以降、破産管財人の管理下に置かれることから、申立人は、当該減額訂正処理に関与していなかったと考えられる。

さらに、申立人は、「社会保険事務は社会保険労務士に依頼していた。」と供述して

いるところ、当該社会保険労務士は既に死亡しており、上記破産管財人は、「記録は処分済みのため不明である。」と回答していることから、上記減額訂正処理時の状況を確認することができない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る上記減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、「給与の支払額は50万円だった。保険料は3万円から4万円くらいだったと記憶している。」旨主張している。

しかしながら、申立人は、給与額及び保険料控除額を確認できる給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張を確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額について、平成4年10月の定時決定（処理日：平成4年8月25日）により20万円、5年10月の定時決定（処理日：平成5年8月24日）により20万円及び6年10月の定時決定（処理日：平成6年8月26日）により20万円と記録されており、社会保険事務所の事務処理に不合理な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、上記減額訂正処理日（破産宣告日）と同日の平成7年1月\*日付けで、遡って6年11月30日と記録されていることが確認できる上、従業員4人の資格喪失日についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、「A社は平成6年12月末日まで営業していたので、資格喪失日が同年11月30日となっているのはおかしい。」と主張しているところ、上記従業員4人全員の雇用保険の離職日は、同年12月31日とされていることから、同社は、同年12月31日まで営業していたことが確認できる。

さらに、従業員の一人は、「申立人は平成6年12月末日まで通常どおり社長として勤務していた。」と供述していることから、申立人は同年12月31日まで勤務していたと認められる。

加えて、上記登記簿謄本によると、A社は申立期間③において法人であったことが確認できることから、同社は、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る上記資格喪失処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、上記従業員の雇用保険の離職日及



び上記従業員の供述により、平成7年1月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正後の平成6年10月の標準報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立人は、「給与の支払額は50万円だった。保険料は3万円から4万円くらいだったと記憶している。」旨主張している。

しかしながら、申立人は、給与額及び保険料控除額を確認できる給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、「給与の支払額は50万円だった。保険料は3万円から4万円くらいだったと記憶している。」旨主張している。

しかしながら、申立人は給与額及び保険料控除額を確認できる給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張を確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額について、平成4年5月の随時改定（処理日：平成4年5月6日）により20万円及び同年10月の定時決定（処理日：平成4年8月25日）により20万円と記録されており、社会保険事務所の事務処理に不合理な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月28日から同年3月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月28日から同年6月25日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年2月28日から同年3月16日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、同年3月15日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が記憶していた同僚は、申立人を記憶しているところ、オンライン記録によると、当該同僚は、申立人と同時期にA社の関連会社であるB社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、申立人と同日の平成3年12月16日に資格を喪失後、同日にA社において再度、資格を取得していることが確認できる上、雇用保険の記録によると、申立人と同様に、同年12月16日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人と同質性の高い同僚と認められる。

さらに、上記同僚から提出されたA社における平成4年5月分の給与明細書によると、資格喪失時（平成4年6月1日）の標準報酬月額36万円に見合う報酬月額及び保険料控除額が確認できることから、申立人についても、当該期間において資格喪失時（平成4年2月28日）の標準報酬月額に見合う保険料控除があったものと推認できる。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申

立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主から回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年3月16日から同年6月25日までの期間について、申立人のA社における雇用保険の離職日は同年3月15日とされており、また、同社は既に適用事業所でなくなっている上、事業主から回答を得ることができず、上記同僚も「申立人がいつまでいたかはよく分からない。」と供述していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてC支店からD支店への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る人事台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和52年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和52年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は納付していたかと思っているが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年6月1日から22年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、17年6月から19年8月までは30万円、同年9月から21年3月までは28万円、同年4月から同年8月までは30万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月及び22年1月は28万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月は28万円、同年5月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成22年10月1日から24年2月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円、23年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、22年10月から23年8月までは28万円、同年9月から24年1月までは32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から24年2月1日まで  
ねんきん定期便を見て、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低いことが分かった。一部期間を除く給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成17年6月1日から22年10月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年10月1日から24年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成17年9月、18年1月から21年5月まで及び同年7月から22年9月までについては、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、17年9月及び18年1月から19年8月までは30万円、同年9月から21年3月までは28万円、同年4月、同年5月、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月及び22年1月は28万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月は28万円、同年5月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月は30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成17年6月から同年8月までの標準報酬月額について、申立人は、給与明細書を保有していないが、申立人から提出された同年分給与所得の源泉徴収票及び預金通帳において確認できる振込額等から算出した保険料控除額から判断して、30万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成17年10月から同年12月まで及び21年6月の標準報酬月額についても、申立人は、給与明細書を保有していないが、上記源泉徴収票、上記預金通帳及びB市役所から提出された申立人に係る22年度の「所得照会文書（回答）」から算出した報酬月額及び保険料控除額から判断して、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて、申立期間当時の資料が無いことから不明としているが、上記給与明細書等において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保

険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、平成 22 年 10 月から 24 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、24 万円と記録されている。

しかし、上記給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 22 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 28 万円、23 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を、平成 22 年 10 月から 23 年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から 24 年 1 月までは 32 万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年6月15日は10万円、18年12月15日は20万円、19年6月15日は14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月15日  
② 平成18年12月15日  
③ 平成19年6月15日

A事務所（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与に係る給料支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の賞与に係る給料支払明細書及びB社が加入しているC健康保険組合における申立人に係る被保険者記録により、申立人は、申立期間にA事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年6月15日は10万円、18年12月15日は20万円、19年6月15日は14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

A社C営業所及び同社の関連会社であるD社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C営業所からD社に事業所名は変わったが、同じ職場で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は昭和40年9月15日、D社と推認できる事業所における資格取得日は同年9月16日とされていることが確認でき、また、申立期間当時、A社からD社に継続して勤務していたとする元従業員は、申立人も同様に両社に継続して勤務していたと供述している。

また、申立期間当時、A社からD社に継続して勤務していたとする複数の元従業員は、申立期間における異動は同社への出向であったと供述しており、さらに、人事記録により当該異動が確認できる1名について、「役職を解き、休職を命じ、D社勤務を命ず。」と記録されていることが確認できる。

一方、D社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社の設立日は昭和40年8月30日、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年10月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、D社の当時の総務担当者は、A社C営業所がD社に変わった当初は、A社がD社の給与計算事務及び社会保険事務を行っていたと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格喪失日を昭和40年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した全員に申立人と同様の被保険者期間の空白がみられることから、事業主は昭和40年9月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、夫と同居を始めた昭和 55 年 10 月頃に、区出張所で国民年金の加入手続きを行い、過去の未納となっていた国民年金保険料を一括で納付し、その後は毎月届く納付書を郵便局に持参して保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和 61 年 6 月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、「夫と同居を始めた昭和 55 年 10 月頃に、区役所出張所で国民年金の加入手続きを行った。」と説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期及び申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

私は、父が私の国民年金の加入手続きを行い、私が婚姻するまで国民年金保険料を納付していたと父から聞いているので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出一覧の払出年月日及びその前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和55年6月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

また、申立人から提出された申立人の確定申告を行うために父親が収支明細を記載していたノートにおいて、申立期間直後の昭和55年4月から56年3月までの保険料を55年7月30日に納付した旨の記載はあるが、申立期間の保険料納付に係る記載は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から53年3月まで

私は、母に勧められて昭和50年4月頃に国民年金の加入手続を行い、自分で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃に国民年金の加入手続を行い、自身で国民年金保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿から、53年11月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、申立期間のうち50年4月から51年9月までの保険料は時効により納付することができない。

また、上記払出時点で、申立期間のうち昭和51年10月から53年3月までの保険料は過年度納付することは可能であるが、申立人は、遡って保険料を納付したことはないと説明している。

さらに、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和50年4月頃に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 13632 (事案 10439 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から9年3月まで  
私の母は、私が20歳になったときに、私の国民年金の加入手続を行い、私が大学を卒業するまで国民年金保険料の免除申請申請を行ってくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が免除となっていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の免除申請に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、免除申請を行っていたとする申立人の母親は、申立人の年金手帳を受け取った記憶、免除申請申請に関する記憶及び免除申請承認通知書を受け取った記憶が明確ではない、ii) 戸籍の附票によると、申立人は申立期間の始めの頃の平成3年3月に市外に転居していることが確認できるが、申立人は、転居後には国民年金の住所変更手続及び免除申請申請を行っていないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない、iii) 申立期間は、未加入期間であるため、制度上、保険料の免除申請をすることができない期間である上、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた市、区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記通知の「委員会の判断の理由」に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出等は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から56年3月まで  
私の両親は、私が20歳(昭和47年\*月)になった頃に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていて、私が保険料を納付したこともあったと思う。また、52年頃から勤めた勤務先では、納付期間の記憶は定かではないが、私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が昭和47年\*月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から56年8月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、申立期間のうち54年6月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、保険料を納付したとする申立人の両親から当時の事情を聴取することができないこと、及び申立人が昭和52年頃から勤務したとする勤務先の事務担当者から当時の事情を聴取することができないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする昭和47年\*月頃及び申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年1月まで  
私の父は、私が短大を卒業した平成2年4月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を父の預金口座から口座振替で納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が平成2年4月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成6年3月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる調査の結果、父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとする平成2年4月頃及び申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 13635 (事案 7659 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から47年3月まで

私は、時期は不明だが夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を常に夫の分と一緒に、最初は集金人に、その後は金融機関で納付してきた。夫の申立期間の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が居住していた区では、当該期間当初は印紙検認方式による国民年金保険料の納付が行われていたが、申立人には印紙検認の記憶が無く、保険料をまとめて納付した記憶も無いこと、ii) 当該期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料の提出等はなく、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 13638 (事案 4854 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年3月まで

前回、申立期間の記録訂正は認められなかったが、私は、昭和56年3月に国民年金の加入手続を行い、申立期間当時は毎月20日頃に自宅近くの郵便局で国民年金保険料を納付していた。

私は当時の確定申告書を所持しており、平成4年分から6年分までの確定申告書に記載された社会保険料控除額の合計から4年度から6年度までの国民健康保険料の合計を差し引くと、申立期間の保険料を含んだ4年度及び5年度の国民年金保険料の合計額とほぼ一致するので、申立期間の保険料を納付していたことは確かであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間当時毎月1万500円を納付書により郵便局で納付し、納付額を確定申告書に記載していたと説明しているものの、申立人が所持する平成4年分から7年分までの確定申告書には、国民年金保険料の内訳が無い上、記載されている社会保険料控除額から申立人の国民健康保険料を試算して控除した金額は、申立人が確定申告書に記載したとする期間のうち納付済みと記録されている期間の保険料の合計額とおおむね一致することから、申立期間の保険料の金額は含まれていないと考えるのが自然であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月8日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「平成4年分から6年分までの確定申告書に記載された社会保険料控除額の合計から4年度から6年度までの国民健康保険料の合

計を差し引くと、申立期間の保険料を含んだ4年度及び5年度の国民年金保険料の合計額にはほぼ一致するので、申立期間の保険料を納付していたことは確かである。」と主張している。申立期間に対応する確定申告書（控）（以下「確定申告書」という。）は平成5年分及び6年分であるが、申立人の主張に即して平成4年分、5年分及び6年分の確定申告書に記載されている社会保険料控除額を改めて検証した。当時申立人は雇用保険の被保険者であったので、同期間の雇用保険料と算出可能な4年度から6年度までの国民健康保険料を試算し、4年分から6年分までの確定申告書に記載されている社会保険料控除額の合計から同試算額を差し引いて得られる金額は、申立内容どおりならば、申立人が確定申告書に記載したとする期間の国民年金保険料の額に近似するはずであるが、そのような結果は得られなかった。

また、当委員会での口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付したことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 9 月までの期間、46 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 47 年 12 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 44 年 9 月まで  
② 昭和 46 年 7 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 47 年 12 月から 51 年 3 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私が短大を卒業した直後の昭和 43 年 4 月から 44 年 9 月まで（申立期間①）の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間②については、誰が、いつ、どこで保険料を納付していたかは不明だが、私が市役所へ加入手続に行った記憶があるので未加入のはずがない。申立期間③については、私又は母が保険料を納付していた。申立期間①及び②が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が申立期間前後を通じて居住している市で昭和 51 年 9 月に払い出されており、申立人は、申立期間①の期間と、申立期間②及び③の期間の国民年金保険料は、それぞれ当該手帳記号番号以外の手帳記号番号で納付していたと述べているが、申立期間の保険料を納付することが可能な時期に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、収集した関連資料からもその形跡は確認できない。
- 2 申立期間①及び②については、申立人が所持するオレンジ色の年金手帳及び申立人が居住している市で作成された国民年金被保険者名簿には、上記手帳記号番号が記載されており、最初の資格取得日が申立期間①及び②後の昭和 47 年 12 月 29 日と記載されているほか、当該被保険者名簿には、新規で資格取得された旨の記載があることから、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付する

ことができない期間である。

また、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況を聴取することができず、申立期間②については、申立人は、誰が保険料を納付していたかの記憶が無く、納付状況は不明である。

- 3 申立期間③については、前述した被保険者名簿では当該期間は未納とされており、上記手帳記号番号の払出時点では、当該期間のうち昭和47年12月から49年6月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、同年7月以降の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付したことはないと述べている。
- 4 申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間について、申立人及びその両親が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年2月までの期間及び同年5月から49年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から47年2月まで  
② 昭和47年5月から49年7月まで

私は、母から、私が20歳になった昭和45年\*月から49年7月までの期間のうち、厚生年金保険に加入していた期間を除く期間の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和52年3月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳によると、申立人は51年12月31日に初めて国民年金の被保険者となったと記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親から当時の状況を聴取することができないため、納付状況等が不明であるほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年10月まで

私は、平成2年頃、自宅に来た町役場の国民年金の担当職員から、国民年金保険料を納付しないと将来年金がもらえないと言われた。その後、自宅に納付書が送られてきたので、町役場に行って申立期間の保険料を一括して納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成7年8月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日として「平成7年7月22日」と記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、上記手帳記号番号及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳のほかに別の手帳を所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び資格喪失手続、保険料の納付時期及び納付額の記憶が明確でなく、当時の状況が不明であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年8月まで

私の母は、国民年金制度発足時に私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻前に2回払い出されており、最初の手帳記号番号は、昭和35年10月1日を資格取得日として払い出されているが、36年4月1日に被保険者資格を喪失しており、当該手帳記号番号による納付の記録は無く、2回目の手帳記号番号は、申立期間後の39年9月頃に同年同月1日を資格取得日として払い出されており、いずれの手帳記号番号の被保険者資格においても申立期間は国民年金の未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から46年3月まで

私は、昭和42年6月頃に納付勧奨を受けたことをきっかけに国民年金保険料の納付を開始し、45年5月頃まで夫婦二人分の保険料を納付していた。その後、私は2年半にわたって入院していたため保険料を納付せずにいたが、その期間の私の保険料は、夫が、46年2月に転居した先の区役所職員から夫婦二人の保険料が未納であるとの指摘を受け、遡って保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年6月頃に国民年金保険料を納付し始めたと述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間終期の昭和46年3月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち42年6月から43年12月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であったほか、申立人は、加入手続に関する記憶は無く、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶も明確でないなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記のとおり申立人の手帳記号番号が払い出された昭和46年3月頃の時点で、申立期間のうち44年1月から46年3月までの保険料は、過年度納付及び現年度納付することが可能であったが、保険料を遡って納付したとする夫は、保険料を納付した時期、場所及び保険料額に関する記憶が明確でない。

さらに、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月28日から同年3月16日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成4年3月15日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、平成4年3月15日までA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主からは回答を得られないことから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

また、申立人は申立期間の同僚を記憶していないため、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年2月28日）に被保険者資格を喪失した229人のうち、住所が判明した116人に申立期間の給与明細書の保有について照会したが、申立人と同質性の高い同僚から給与明細書の提供は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月28日から同年5月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち平成4年4月28日までの期間について、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主からは回答を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年2月28日）に被保険者資格を喪失した229人のうち、住所が判明した116人に申立期間の給与明細書の保有について照会したが、申立人と同質性の高い同僚からの給与明細書の提供は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 28 日から同年 3 月 31 日まで  
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 4 年 3 月 30 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、平成 4 年 3 月 30 日まで A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主は、申立人の勤務実態等について分からない旨回答していることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚二人のうち、一人は、オンライン記録によると、A 社の加入記録が無く、一人からは給与明細書を保有している旨の回答を得られなかったため、申立期間の保険料控除について確認することができない。

そこで、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 4 年 2 月 28 日）に被保険者資格を喪失した 229 人のうち、住所が判明した 116 人に申立期間の給与明細書の保有について照会したが、申立人と同質性の高い同僚からの給与明細書の提供は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についてこれを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 63 年 11 月まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で仕事をしていたことはうかがえる。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立人は請負的な契約社員だったので、月給は払っていない。月に 20 万円から 30 万円を払っていたと思うが、請負だったので、税金も社会保険料も何も引かずに渡していた。」旨供述しているほか、同社の経理・社会保険事務担当者は、「申立人は契約社員で正社員ではなかった。保険関係は自分がやっていたが、専務から申立人に契約金額をそっくりそのまま渡すように言われ、税金の申告も保険関係も申立人が全部自分でやるからやらなくてよいと言われた。」旨供述していることから、申立人の申立期間の保険料控除について確認することができない。

また、A社が加入していたB厚生年金基金（申立期間当時は、C厚生年金基金）は、申立人の加入記録は無いと回答している。

さらに、申立人は昭和 57 年 5 月 9 日から現在まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人から提出された申立期間の保険料控除について記載されている手帳の 1981（昭和 56）年 3 月のページに書かれた健康保険料及び厚生年金保険料額を試算したところ、昭和 56 年 3 月分に相当する厚生年金保険料額とは一致しないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月29日から38年4月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間  
は同社の取締役として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めて  
ほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行った  
ものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出されたB社の「二十年史」、「三十年の歩み」及び「役員就退任  
一覧表」により、申立人は申立期間にA社の取締役(初代工場長)として勤務していた  
ことは確認できる。

しかし、上記「役員就退任一覧表」に氏名の記載がある申立人を含む35人全員は、  
A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に氏名を確認することができな  
い。

また、B社は、申立人の申立期間の届出書を保管しておらず、役員の厚生年金保険の  
加入に関する取扱いについて「不明」と回答しており、A社が昭和38年4月に合併し  
たC社は、「当時の記録を調べてみたが、当社では、合併前のA社の件は分かりかね  
る。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び  
厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人の妻が記憶していた同僚は、上記「役員就退任一覧表」及びA社の商  
業・法人登記簿謄本に氏名の記載が無いことから役員ではなかったことが推認できると  
ころ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年10月1日に資格取得してい  
ることが確認できるが、当該同僚は既に死亡していることから厚生年金保険の取扱い等  
について確認することができない。



加えて、上記被保険者名簿によると、A社は、申立期間のうち、昭和27年10月1日より前の期間は、厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社B事業場（以下「B事業場」という。）に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。B事業場には、昭和 55 年 4 月 1 日から旧姓で勤務したが、同年 8 月 1 日より現姓での勤務となった。この間、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び従業員への回答・供述により、申立人が申立期間にB事業場で勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時、B事業場を運営していたA社は、平成4年9月に当該事業場をC社に経営譲渡しており、当時の事務長は死亡している上、事務書類等は全て廃棄したため不明だが、当時は職員の採用に当たり全員試用期間を設けていたので、申立期間はその試用期間に当たる旨回答している。

また、B事業場の元事務職員は、自身にも試用期間があり、事務長から、厚生年金保険に加入し保険料の控除が始まる時期を聞いたことを覚えているので、試用期間中の保険料は控除されていない旨供述している。

さらに、申立期間にB事業場において厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員及び申立人が記憶している同僚に、勤務期間と厚生年金保険の加入期間について照会したところ、従業員の一人は、入職日から2か月経過後に厚生年金保険に加入しているが、この間の保険料は控除されていない旨回答し、申立人が記憶している同僚の一人は、入職日から4か月経過後に厚生年金保険に加入しているが、この間の保険料は控除されていたか不明である旨回答していることから、B事業場においては、従業員の採用に当たって一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

A 法人（現在は、B 法人）に入社し、当初、同法人の関連会社であった C 社に勤務し、その後、同社から A 法人に異動したが、C 社に勤務した期間のうちの申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人の C 社における離職日は平成 10 年 3 月 31 日、A 法人における資格取得日は同年 4 月 1 日となっており、B 法人の事業主等が、申立人は C 社から A 法人に継続して勤務していたと供述していることから、申立人は、申立期間は C 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人から提出された C 社に係る平成 7 年 11 月分から 10 年 3 月分までの給与明細票及び A 法人に係る同年 4 月分の給与明細票によると、同年 3 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、B 法人の事業主は、申立人については、A 法人において採用し、C 社に勤務させ、その後、同社から A 法人に異動させたが、申立人の雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が符合していない理由については不明であると供述しており、また、C 社の事業主は、申立期間当時は A 法人の事業主が人事等を行っており、申立人に係る人事記録等も無いことから、申立人の雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日が符合していない理由については不明であると供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで  
A 法人 (現在は、B 法人) に入社し、当初、同法人の関連会社であった C 社に勤務し、その後、同社から A 法人に異動したが、C 社に勤務した期間のうちの申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 法人の事業主は、申立人については、A 法人において採用し、C 社に勤務させ、その後、同社から A 法人に異動させたので、C 社から A 法人に継続して勤務しているが、その異動日については不明であると供述しており、B 法人から提出された D 法に基づく業務報告書によると、申立人の B 法人への加入年月日等は記載されているが、C 社での勤務についての記載は無く、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認することができない。

また、C 社の事業主は、申立期間当時は A 法人の事業主が人事等を行っており、申立人に係る人事記録等も無いことから、申立人が申立期間も C 社に勤務していたかどうかについては不明であると供述している。

さらに、申立期間当時の C 社及び A 法人の従業員は、申立人は C 社から A 法人に継続して勤務していたが、申立人の C 社から A 法人への異動日については不明であると供述している。

加えて、申立人が C 社から A 法人に同時期に異動したとしている他の 2 名の従業員についても、申立人と同様に、C 社における厚生年金保険の資格喪失日は平成 10 年 3 月 26 日、A 法人における厚生年金保険の資格取得日は同年 4 月 1 日となっているが、当該 2 名の従業員の雇用保険の加入記録は、C 社の離職日が同年 3 月 31 日、A 法人の資格取得日が同年 4 月 1 日となっているところ、申立人の雇用保険の加入記録は、C 社の

離職日が同年3月16日、A法人の資格取得日が同年4月1日となっており、雇用保険の加入記録により申立人が申立期間においてC社に勤務していたと確認することができない。

なお、上記2名の従業員の中の1名から提出されたC社及びA法人に係る給与明細票によると、平成10年3月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月1日から30年10月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の関連会社であったB社に勤務したときの厚生年金保険の加入記録があったので、A社に勤務した期間も厚生年金保険に加入していたと思われることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び申立人の供述から、勤務した期間までは特定できないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、A社に勤務した期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては不明としており、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、A社が適用事業所となったのは昭和30年8月1日であり、同社は、申立期間のうち、28年3月1日から30年7月31日までは適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主及び従業員は死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な処理は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。